



2009.11.27発行

Visite! 国立 国立地域振興タイムス 第6号

企業誘致促進事業、清化園跡地活用事業、総合ポータルサイト構築事業、ロケーションボックス事業 etc 総合情報

企業誘致促進事業

国立市企業誘致促進条例施行規則



規則を一部改正!

国立市企業誘致促進条例施行規則の一部
を改正しました。



企業立地あっせん協力者を更新!

市内への企業立地や事業用施設の増改築、不動産の活用に関する相談先として「企業立地あっせん協力者」一覧を市のHPで公表していますのでご活用ください。

また、立地あっせん協力者への登録も募集しています。

“市内への立地希望や不動産活用に関しても気軽に事務局までご相談ください。”

主な改正内容は・・・

1. 指定証の発行(第4条)

＊指定企業や指定企業立地協力者には「指定証」を交付します。

2. 要件の緩和(第5、9条)

＊事業施設を産業誘導地域以外へ増築した場合でも、従来の事業施設と用途上分離できないときは指定対象とします。
＊先行取得土地に対し、5年以内に事業施設を建設した場合には、協力金等の対象としました。

3. 分かりやすい表現に(第6、7、11条)

＊指定対象となる企業の立地時期
＊別表第4及び第5の表現と備考
＊協力金等の対象要件(特に償却資産)
＊協力金等の交付申請と請求の時期

※詳細は・・・

<http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/>



※問合せ先

国立市都市振興部地域振興担当

(企業誘致推進本部事務局)

Tel : 042-576-2182 (直通)

Fax : 042-576-0264

<http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/>

Mail : sec_kigyoyuchi@city.kunitachi.tokyo.jp

HOT-NEWS

【予告】

市では、市外からの新たな企業誘致に限定せず市内企業のみなさまとの協力により、「企業と共にまちを育む」の基本理念達成の一環として、企業探訪【くにたち企業百景】をスタートします。近日中に市報でお知らせします。